

○議事日程

令和8年3月19日（木） 第5日

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について |
| 第 5 | 議案第 5 号 | 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 7 号 | 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第10 | 議案第14号 | 令和8年度岐南町一般会計予算 |
| 第11 | 議案第15号 | 令和8年度岐南町国民健康保険特別会計予算 |
| 第12 | 議案第16号 | 令和8年度岐南町介護保険特別会計予算 |
| 第13 | 議案第17号 | 令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第14 | 議案第18号 | 令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算 |
| 第15 | 議案第19号 | 令和8年度岐南町水道事業会計予算 |
| 第16 | 議案第20号 | 令和8年度岐南町下水道事業会計予算 |
| 第17 | 議案第21号 | 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第6号） |
| 第18 | 議案第22号 | 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名	
1番	倉内貴成君
2番	小椋正子君
3番	廣瀬恵理子君
4番	長谷川淳君
5番	松本暁大君
6番	三宅祐司君
7番	松原浩二君
8番	渡邊憲司君
9番	加藤雅浩君
10番	小島英雄君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田悟君
総務部	長	服部貴司君
子ども未来部	長	三輪学君
健康福祉部	長	堀場康伸君
住民部	長	小野木崇夫君
基盤整備部	長	板橋篤志君
会計管理者		井上哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	摂田真広
書	記	高木明美

開議

午前10時05分 開議

○議長（加藤雅浩君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 小島英雄議員及び1番 倉内貴成議員を指名いたします。



委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 1号	岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 2号	岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 7号	岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 8号	岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 9号	岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案のとおり 可決すべきもの

令和8年3月19日

総務基盤委員会委員長 渡邊憲司

岐南町議会議長 加藤雅浩様

◇

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 3号	岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 5号	岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの
議案第 6号	岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案のとおり 可決すべきもの

令和8年3月19日

福祉教育委員会委員長 松本暁大

岐南町議会議長 加藤雅浩様

◇

委員会審査報告書

本委員会に付託された令和8年度会計予算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第14号	令和8年度岐南町一般会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
議案第15号	令和8年度岐南町国民健康保険特別会計 予算	原案のとおり 可決すべきもの
議案第16号	令和8年度岐南町介護保険特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
議案第17号	令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会 計予算	原案のとおり 可決すべきもの
議案第18号	令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会 計予算	原案のとおり 可決すべきもの
議案第19号	令和8年度岐南町水道事業会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
議案第20号	令和8年度岐南町下水道事業会計予算	原案のとおり 可決すべきもの

令和8年3月19日

予算特別委員会委員長 長谷川 淳

岐南町議会議長 加藤雅浩様

◇

第2 議案第1号から第9 議案第9号まで

- 議長（加藤雅浩君） 日程第2、議案第1号 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第2号 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について並びに日程第7、議案第7号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第9号 岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についての5議案を議題とい

たします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案について、委員長の報告を求めます。

渡邊憲司総務基盤委員会委員長。

○総務基盤委員会委員長（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。

総務基盤委員会の委員長報告をいたします。

3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案につきましては、3月16日、委員会を開催し、理事者に町長、副町長、関係部・課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

議案第1号 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

誰一人取り残さないデジタル化の実現に向けて、不慣れな高齢者などに対するサポート体制を問うとの質問に対しては、従来の手続方法もなくさず、職員によるサポートもしっかり行いますと説明がありました。

個人情報保護の対策は万全であるかを問うとの質疑に対しては、マイナンバー制度における情報連携については、国が整備したシステムであり、極めて機密性が高く、安全は担保されていますとの説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第1号 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例については、採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第2号 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

宿泊費はかなり高騰しているものと思われるが、この改正内容は適当であるかを問うとの質疑に対しては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容に準じて改正を行おうとするものと説明がありました。

質疑終結後、直ちに採決に移り、議案第2号 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題としま

した。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

岐南町の指定給水装置工事事業者でない東京の事業者でも給水工事が可能になるのかを問うとの質疑に対しては、給水工事ができるようになります。令和6年能登半島地震の教訓から、国土交通省の通知により全国的に行われる改正ですと説明がありました。

質疑終結後、直ちに採決に移り、議案第7号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

消防団員が活動しやすい環境づくりが行われているのかを問うとの質疑に対しては、消防団員には療養補償や休業補償など7種類の損害補償があり、岐南町消防団安全管理マニュアルによる事故防止や、現場での熱中症対策にも取り組んでおりますと説明がありました。

質疑終結後、直ちに採決に移り、議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

農業委員会を廃止する理由を改めて問うとの質疑に対しては、農業委員会の廃止は、本町の状況に鑑み、農業委員会の総会において議決された事項です。今後は町長部局がその業務を担いますと説明がありました。

質疑終結後、直ちに採決に移り、議案第9号 岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務基盤委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 議案第1号 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第1号 岐南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

議案第2号の採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2号 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第2号 岐南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてから日程第6、議案第6号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本案について、委員長の報告を求めます。

松本暁大福祉教育委員会委員長。

○福祉教育委員会委員長（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育委員会委員長の松本です。

それでは、福祉教育委員会の委員長報告をいたします。

3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案につきましては、3月16日、委員会を開催し、理事者に町長、副町長、関係部・課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

議案第3号 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

この条例の制定により、提供される支援の内容に変更が生じるのかを問うとの質疑に対しては、変更は生じませんと説明がありました。

令和8年度の利用者の見込みを問うとの質疑に対しては、令和7年度の利用時間の1.2倍を見込んでいますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第3号 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

委員定数を増やすことでどのような効果が期待できるのかを問うとの質疑に対しては、支援の対象が広がったことを受け、より多くの方からご意見を頂戴するための改正ですと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第5号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

今回の条例改正は、税制改正に伴う介護保険制度の対応との認識でよいかを問うとの質疑に対しては、お見込みのとおりです、税制改正による保険料の収入不足を防ぐ観点から行うものですと説明がありました。

次の年度はどうなるのかを問うとの質疑に対しては、令和8年度に限ったものです

と説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第6号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、福祉教育委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（加藤雅浩君） 議案第3号 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

- 議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

- 議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

- 議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第3号 岐南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

- 議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

- 議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

- 議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第5号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第6号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長(加藤雅浩君) 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長(加藤雅浩君) 討論がないようですので、これで討論を終結します。
採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長(加藤雅浩君) 起立全員であります。したがって、議案第6号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長(加藤雅浩君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長(加藤雅浩君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。
採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長(加藤雅浩君) 起立全員であります。したがって、議案第7号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長(加藤雅浩君) 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号 岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立多数であります。したがって、議案第9号 岐南町農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。



第10 議案第14号から第16 議案第20号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第10、議案第14号 令和8年度岐南町一般会計予算から日程第16、議案第20号 令和8年度岐南町下水道事業会計予算までの7議案を議題といたします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（加藤雅浩君） 本案について、委員長の報告を求めます。

長谷川 淳予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（長谷川 淳君） 予算特別委員会委員長の長谷川です。

予算特別委員会の委員長報告をいたします。

3月9日の本会議におきまして、本委員会は設置され、令和8年度岐南町一般会計予算ほか6議案が付託されました。

3月10日と11日の2日間、委員会を開催し、理事者に町長、副町長、教育長、関係部・課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第14号 令和8年度岐南町一般会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

景気の不透明感が増している中、町民税や固定資産税の歳入の見込みについて問うとの質疑に対しては、物価上昇と賃金上昇の関係がありますが、令和8年度の町民税については増収を見込んでいます。固定資産税についても、家屋の新築が堅調に推移していることから増収を見込んでいますと説明がありました。

国の防災・安全交付金を活用して行う新規事業の内容を問うとの質疑に対しては、豪雨による内水氾濫に備えるため、内水ハザードマップの作成を計画していますと説明がありました。

ふるさと岐南応援寄附金（ふるさと納税）の予算額3,100万円の算出根拠を問うとの質疑に対しては、個人からの寄附金2,600万円、企業からの寄附金500万円が内訳です。予算額は実績に基づき算出しました。国のルール変更などにより、寄附額は減少傾向にあるため、ポータルサイトを増やすなどの取り組みを進めますと説明がありました。

新年度予算編成における既存事業のシーリングを問うとの質疑に対しては、新年度予算編成の基本方針はゼロベースからの徹底した見直しです。投資的経費・政策的経費についてはゼロシーリング、人件費の上昇の影響を受けるものは5%増まで、光熱水費や原材料価格の高騰の影響を受けるものは10%増までの上限を設定しましたと説明がありました。

コミュニティタクシーとコミュニティバスの新年度の運行について問うとの質疑に対しては、デマンド型のコミュニティタクシーは事業のアップデートを、コミュニティバスは存続の可能性を検討しているところです。そうした課題は、引き続き岐南町公共交通会議などで協議していきますと説明がありました。

町制施行70周年記念事業の内容について問うとの質疑に対しては、清掃の日の活動に参加された皆さんに記念タオルを配付するクリーンアップ作戦や、本町のこれまでの歩み、現在、そしてこれからの分かりやすく映像化し、インターネットなど

を通じての情報発信を行い、岐南町の魅力を広くPRする動画制作などを計画していますと説明がありました。

書かない窓口改革事業を取組のスマールスタートとしているようだが、その内容と今後の計画を問うとの質疑に対しては、まずはマイナンバーカードに関連したもののから始めます。今後は、書かないのでできる手続の範囲を拡大していきますと説明がありました。

令和7年度から始まった在宅高齢者紙おむつ等購入助成事業の令和8年度の申請見込みを問うとの質疑に対しては、令和8年度より市町村民税非課税世帯に属する者とした要件をなくすため、対象者は増えるものと見込まれます。改正内容についても、しっかりと広報していきますと説明がありました。

子どもの権利条例制定への取組を問うとの質疑に対しては、岐南町の子ども・子育て政策を進める理念条例となるもので、主役である子供の意見をアンケートで集める計画です。制定プロセスの詳細は未定ですが、専門性の高いアドバイザーに加わってもらう予定ですと説明がありました。

保育士確保推進事業補助金制度の広報・運用を問うとの質疑に対しては、訴求力のあるチラシを作成し、町のホームページに掲載することや、保育士養成校や就職説明会の会場に設置するなどして、社会問題となっている保育士不足に取り組みます。また、町内保育施設の令和8年4月1日時点の保育士名簿を登録し、適正な制度運用にも努めていきますと説明がありました。

高齢者等粗大ごみ運搬費助成金は、運搬費用を高齢者は一度全額支払うことになるのか、申請の手続は簡単なものかを問うとの質疑に対しては、全額を支払ってから申請していただき、後日費用の半額を助成します。申請の手続は役場の窓口に行かなくてもできるように進めていますと説明がありました。

岐阜羽島衛生施設組合負担金が前年度比で著しく増えているが、その理由を問うとの質疑に対しては、ごみ処理施設の稼働を令和9年4月に予定しており、それへ向けての施設建設の費用の負担が主な理由ですと説明がありました。

中小企業支援等業務委託料の新たな挑戦創出支援事業の目標ゴールと、それを達成するための手段を問うとの質疑に対しては、地域経済の活性化を目的として、岐南町商工会と連携し、事業を進めていきます。最終的な成果指標、KGIは、新事業の件数や売上げが増えた事業者数などを。中間の指標、KPIは、セミナーを開催し、それへの参加者数や補助金の申請件数などです。事業に対する意見や満足度を聞くアンケート調査も計画していますと説明がありました。

商工振興費が前年度比でかなり増えているが、その理由を問うとの質疑に対して

は、従業員の採用につながる動画を制作した事業者を支援する岐南町商工会の新規事業や商工会館の外壁・防水工事を補助する経費が、増額となった主な理由ですと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第14号 令和8年度岐南町一般会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 令和8年度岐南町国民健康保険特別会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

全体の医療費が増加する中で、国保の保険給付費は減少しているが、その理由を問うとの質疑に対しては、社会保険への加入や、後期高齢者医療制度への移行が進んでいることが主な理由ですと説明がありました。

加入者の高齢化や加入者自体の減少が進んでいく中、国保会計を維持するための取組を問うとの質疑に対しては、1人当たりの医療費は増加しているため、医療費の抑制につながる特定健診の受診勧奨や特定保健指導の取組に力を入れます。財政面では基金などの活用を中長期的な視点で行っていきますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第15号 令和8年度岐南町国民健康保険特別会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第16号 令和8年度岐南町介護保険特別会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

リエイブルメント型介護予防事業はワンクール終了後、継続が可能かを問うとの質疑に対しては、短期集中的な通所型教室と訪問型指導であるため継続はできません。元の健康で自立した生活に戻すための支援サービスですと説明がありました。

総合相談事業の効果を問うとの質疑に対しては、総合相談事業は地域包括支援センターの主要事業です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が直接相談に応じています。相談件数は年々増加しており、町民に広く知られ、相談相手として信頼を得ているものと認識していますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第16号 令和8年度岐南町介護保険特別会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第17号 令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

被保険者の増加に伴って、一般会計からの繰出金はどうなっていくのかを問うとの質疑に対しては、被保険者の医療費は保険者である後期高齢者医療広域連合が支払っているため、被保険者の増加に伴う医療費の増大が町の財政を直ちに圧迫することはありませんと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第17号 令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

羽島郡地域クラブの活動の目的を問うとの質疑に対しては、中学生が活躍できる場をつくるのが目的ですが、子供の居場所づくり、地域住民との交流、生涯学習にもつながる取組ですと説明がありました。

地域クラブと同じような理念でアクティブクラブGINANという団体が既に存在しているが、それをどう捉えているのかを問うとの質疑に対しては、今後の検討課題としますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第18号 令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第19号 令和8年度岐南町水道事業会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

配水設備工事の内容を問うとの質疑に対しては、主要配水管の耐震化工事を優先的に行い、老朽化した配水管については、布設替工事を計画的に進めていきますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第19号 令和8年度岐南町水道事業会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第20号 令和8年度岐南町下水道事業会計予算を議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

管路建設改良の内容を問うとの質疑に対しては、下水道の本管は耐震化されているので、比較的安価なマンホールの浮上を防止する工事へ転換し、地震時の液状化

対策を進めますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第20号 令和8年度岐南町下水道事業会計予算を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（加藤雅浩君） これから、議案第14号 令和8年度岐南町一般会計予算について議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第14号 令和8年度岐南町一般会計予算については、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第14号 令和8年度岐南町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和8年度岐南町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 令和8年度岐南町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第15号 令和8年度岐南町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和8年度岐南町介護保険特別会計予算を議題といたします。
委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。
議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。
議案第16号 令和8年度岐南町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第16号 令和8年度岐南町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。
議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。
議案第17号 令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第17号 令和8年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算を議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第18号 令和8年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和8年度岐南町水道事業会計予算を議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 令和8年度岐南町水道事業会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第19号 令和8年度岐南町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度岐南町下水道事業会計予算を議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 令和8年度岐南町下水道事業会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第20号 令和8年度岐

南町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。



第17 議案第21号及び第18 議案第22号

○議長（加藤雅浩君） 日程第17、議案第21号及び日程第18、議案第22号の2議案を一括議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 町長から提案理由の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） それでは、追加上程いたしました諸議案について、その概要をご説明いたします。

まず、議案第21号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回お願いいたします補正予算は、先般ご決定をいただきました議案第10号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第5号）の第2条、繰越明許費に変更が生じたため、補正いたしたいものでございます。

第1条、繰越明許費の補正におきまして、戸籍システム等改修事業について397万7,000円に増額、下印食雨水幹線整備事業について2,085万8,000円に増額し、予算を繰り越して執行できるよう計上いたすものでございます。

次に、議案第22号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金制度が創設されることから、所要の改正を行うものでございます。

この新たな制度は、子ども・子育て支援に係る施策を将来にわたり安定的に実施するため社会全体で支え合う仕組みで、その財源として、国民健康保険税においても、子ども・子育て支援納付金課税額を規定するものでございます。

主な改正内容といたしましては、子ども・子育て支援納付金分に係る新たな付加分として、所得割額を課税標準額の0.3%、均等割額を被保険者1人につき1,100円、18歳以上被保険者均等割額を対象者1人につき150円、平等割額を1世帯につき800円といたしたいものでございます。

今回の子ども・子育て支援納付金分に係る保険税率等につきましては、去る2月12

日に開催されました岐南町国民健康保険運営協議会においてご審議いただき、その答申に基づき決定いたしましたものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 日程第17、議案第21号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第21号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第6号）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第21号 令和7年度岐南町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第22号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島ですが、この条例の施行されるに当たり、2点ほど質問をさせていただきます。先ほど全協の場でもよかったんですが、時間がないということで、ここでいたします。

国保加入者はいつから徴収が始まるのか。社会保険の人たちは今年4月1日から始まりますが、国保の加入者はいつから始まるのか、分割払いはあるのかどうか。

それから、中学生以下の子供がおるところは軽減措置はあるのか、低所得者の人たちにも軽減措置があるか。その2点、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 小島議員の質問にお答えいたします。

国保加入者はいつから徴収ということですが、通常7月に納付書のほうを送

りますので、7月から9期に分けてお支払いをいただくということになります。

あと、低所得者の軽減のところでございますけれども、今回の条例ではありませんけれども、税条例の改正に伴う国保税条例の改正、これから3月末に行う予定でございますけれども、専決処分の中で行うところで、低所得者の軽減措置については、軽減の規定をします。これからやります税条例の改正が3月31日までに行われますので、それに伴う改正によって、国保税条例についても、低所得者の軽減、5割軽減、2割軽減については行う予定でございます。中学生以下の子供への世帯の軽減等につきましてはございません。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第22号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、議案第22号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

閉議閉会

○議長（加藤雅浩君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

これにて会議を閉じます。令和8年第1回岐南町議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

————— ◆ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

小 島 英 雄

岐南町議会議員

倉 内 貴 成